CDEJ のための情報アップデート

「糖尿病合併症管理料」
―予防的フットケアの評価と他職種との連携について

東京大学大学院医学系研究科 健康科学・看護学専攻 成人看護学分野
日本糖尿病教育・看護学会 副理事長　数間　恵子

平成 20 年度診療報酬改定において，「糖尿病合併症管理料」が新設されました．この背景には最近の糖尿病患者さんの著しい増加による糖尿病および合併症に関する医療費の増加があり，糖尿病の合併症のうち，「足病変」は，重点的な指導による発症予防効果があるとして，評価されたものです．糖尿病足病変ハイリスク要因を有する通院患者に対し，専任の医師又は医師の指示に基づき専任の看護師が重点的な指導・管理を 30 分以上実施した場合に，月 1 回（170 点）算定できます．

ハイリスク要因は，足潰瘍や足趾・下肢切断の既往，閉塞性動脈硬化症，糖尿病性神経障害のいずれかで，爪甲切除（陥入爪等に対して麻酔を要しないで行なうもの），角質切除，足浴などの実施の他，足の状態の観察方法，足の清潔・爪切り等の足のセルフケア方法，正しい靴の選択方法の指導に対して算定できます．指示事項，リスク要因の評価，指導計画と実施内容を，診療録あるいは療養指導記録に記載することが求められています．また，専任の看護師には，5 年以上の糖尿病足病変看護経験に加え，「適切な研修」を修了した者という条件があります（算定要件の詳細については，是非，医科点数表をご参照ください）．

この診療報酬について特に注目頂きたいのは，足病変予防のためのセルフケア指導を含めて評価されたことで，ここは，看護師の役割が最も発揮できるところかと思います．

なお，看護師に求められる「適切な研修」は，提供するケアの質を担保することが目的です．慢性疾患専門看護師，糖尿病認定看護師などについては免除されますが，それ以外の看護師には受講が必須です．算定要件を満たす研修には，日本糖尿病教育・看護学会（JADEN）が主催・共同企画するもの，日本糖尿病協会と共催するもの，都道府県看護協会などが主催するものがあります．いずれも JADEN が提示する標準プログラムに準拠したものとされています．開催場所，時期などについては各団体のホームページをご確認ください．

この診療報酬項目は，医師あるいは指示を受けた看護師が行なう場合に算定されるものですが，特に，足病変予防のセルフケアの支援は，看護職以外の CDEJ の方には，是非，次のことをお願いしたいと思います．それぞれのお立場で日々，患者の方々と対応される中で，この診療報酬に該当する可能性のある方がおられたら，そういうことが利用できることを情報提供することにより，医師あるいは看護師につないでいただきたいということです．それによって，患者の方々にとっては足病変の予防，病院にとっては収入増，そして国の医療費全体から見れば増加抑止に繋がれば，この診療報酬が評価された意味があると考えられます．